

第十三回 参議院内閣・人事連合委員会會議録第一号

(一〇二六)

昭和二十七年六月十四日(土曜日)午後
二時十八分開会

委員氏名

内閣委員

委員長 河井 彌八君
理事 中川 幸平君 理事 鈴木 直人君
理事 成瀬 幡治君
理事 楠瀬 常猪君 理事 草葉 隆圓君
理事 横尾 龍君 理事 楠見 義男君
理事 竹下 豐次君 理事 和田 博雄君
理事 赤松 常子君 理事 波多野 鼎君
理事 栗栖 越夫君 理事 松原 一彦君
理事 三好 始君

人事委員

委員長 カニエ邦彦君
理事 千葉 信君

北村 一男君 工藤 鐵男君
平井 太郎君 溝口 三郎君
村上 義一君 木下 源吉君
小酒井義男君 紅露 みつ君

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長 河井 彌八君
理事 中川 幸平君
理事 鈴木 直人君

委員

草葉 隆圓君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豐次君
赤松 常子君
波多野 鼎君
栗栖 越夫君

人事委員

理事 三好 始君
委員 千葉 信君
委員 紅露 みつ君

政府委員

建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 大橋 武夫君

警察予備隊

本部次長 江口見登留君
警察予備隊本部長官 麻生 茂君

警察予備隊

本部長官 加藤 陽三君
房文書課長 藤 茂君

警察予備隊

本部長官 加藤 陽三君
警務課長 間 信義君

警察予備隊

警務課長 間 信義君
行政管理局長 大野木克彦君

警察予備隊

行政管理局長 大野木克彦君
行政管理局長 中川 融君

警察予備隊

行政管理局長 中川 融君
海上保安庁次長 三田 一也君

警察予備隊

海上保安庁次長 三田 一也君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君

警察予備隊

事務局側 常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君

警察予備隊

常任委員 藤田 友作君
常任委員 川島 孝彦君

警察予備隊

常任委員 川島 孝彦君
常任委員 熊林御堂定君

○保安庁法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣、人事連合委員会の連合委員会を開会いたします。

保安庁法案を議題といたします。人

事委員の諸君からできるだけ内容を簡

単に御質疑を願います。

○千葉信君 野田さんにお尋ねしたい

と思ひますが、保安庁の法案に關連

し、保安庁の職員等に対して特別職と

いう職にしなければならなかつたその

理由についてお尋ねしたいと思ひま

す。その第一の理由は、国家公務員法が

職員について適用すべき各般の根本基

準を樹立することを目的とするもので

ありまして、その職務の特殊性に基

て特別を設ける必要があれば、同法の

附則第十三条によつてその特別を設け

ることができるとあります。従つて

任務の特殊性から鑑みますると、私

どもは保安庁の職員に対して殊更に特別

職にする必要を認めず、若し必要とあ

れば国家公務員特別法によるべきでは

なかつたかと思ひます。ありまするが、

この点お尋ねいたします。

○國務大臣(野田卯一君) 保安庁の特

殊性に鑑みまして種々検討の結果、や

はり今お話のような特別法で行かない

で、職員を特別職とするほうが適当だ

と思ひまして、又現在でも特別職の取

扱になつておるわけでありまして、それ

を併せて考えまして新しい法律にお

きまして特別職にした次第であります。

○千葉信君 同法によつて律せられて

おる一般職の警察官又は海上保安庁職

員等に適用されておる国家公務員法の

適用が不可能だといふ見解を持たれた

条文は、国家公務員法等のどういふ条

文であるか、その点を承りたいと思

ひます。

○政府委員(江口見登留君) 警察予備

隊本部と只今申し上げておりますそのほ

うに例をとつて申し上げますと、警察予備

隊本部は只今では二百十一名の定員に

なつております。それで、その本部の

職員につきましては、僅か最近までは

百名でございました。百名の本部の職

員が七万五千名の警察官の根本的な方

針の策定に當る、こういう特別な職務

を持つておる。ほかの官庁のように多

数の職員の上に僅か百人でその基本的

な方針の策定をやるという点は、一般

の国家公務員と多少仕事の性質が違

ひまして、時の政府の方針に基いて政策

的な任務も受け持つ。言葉は適当かど

うかわかりませんが、多少職務的な

色彩もあるのではないかとしような

ことから、特別職にする必要がある

ではないか、かように思つておりま

す。それから保安官及び警備官の特別

職的色彩はどこにあるかという御質問

かと存じますが、この保安官、警備

官は、御承知のように二十四時間勤務

態勢というものをとられておる。ま

す。どういふ事態が起つても直ちにそ

の緊急の必要に應じ得るような職務態

勢をとらなければならぬ。最も大き

な相違点は、大部分の者が同じ官舎に

共同生活をする、こういう点が非常に

特殊性を持つておるのでございます。

そういう意味におきまして、殊に幹部

級におきましては異動も相当頻繁にあ

る。それから夜間演習等も盛んに行わ

れる。従ひまして、普通の国家公務員

に認められておるような超過勤務手当

或いは特別地域給というふうなもの

も、この保安官及び警備官に適用する

ということが甚だ理論上おかしいこと

になるのであります。それらを脱み合

せて給与などを定める必要があるとい

うふうな点から考えま

して、特別職にする必要があろうかと、

こう存じた次第でございます。

○千葉信君 その場合におきましても

特に問題となりますのは、事務官それ

から技官、教官等であらうと思ひので

すが、この職員までも特別職にしまし

ればならなかつた理由について……

○政府委員(江口見登留君) 同じ役所

に勤務いたしております、やはり先

ほど申し上げましたように部隊が行動

しなければならぬというふうなときに

は、そういう職員までも同じ勤務態勢

に入らなければならぬ場合が多いか

と存じます。従ひましてそれらが普通

の官庁における職員と同じような仕事

をしておるのうに見えますが、全体の

機構の内部におきましますときには、

やはりその他の大部分の特別職とその待

遇なり勤務条件なりを脱み合して置く

必要があらうかと考えまして、特別職

の範囲をそこまで括つておる次第で

ございます。

○千葉信君 それから、この法案につ

いては、恐らくまだ総括質問の段階

であらうかと存するのですが、私ども

の委員会としての立場から総括質問と

それから逐条質問というふうな形を区

別しないで一応質問したいと思ひます

が、この点あらかじめ御了承願ひたい

と思ひます。

第六十一部 内閣・人事連合委員会會議録第一号 昭和二十七年六月十四日

と思ひます。そこで、お尋ねしたいのは、本法案における第二十八条等を見ますと「補職」という言葉がありまするが、これは一体どういう意味を指すのか、この点も承わりたいのです。

○政府委員(加藤陽三君) 第二十八条に書いておられます職員任用、休職、復職、退職、補職とありまして、補職と申しますのは、或る階級を持つておられます者を課長の職に補する、或いは大隊長の職に補するといふようなことを考へておるのでございます。

○千善信君 第三十七条に「条件任用」という条項がございまして、条件任用という制度をとらなければならなかつた理由についてこの際承わりたい。

○政府委員(江口見登留君) 条件任用制度と申しますのは、一般的に国家公務員につきましても認められておる次第であります。その者が果してその職において適当であるかどうかといふことを六カ月の期間見て、そうしてその間にその者が適任者であるといふときに初めて確定するといふような制度を取入れた次第であります。

○千善信君 それからその次にお尋ねしたいことは、第四十一条に停年制があります。停年制の場合の基準、それから停年退職者の退職手当の取扱ひ等について、特に停年である場合の考慮が加えられておるかどうかの点……

○政府委員(加藤陽三君) この四十一条の停年の問題につきましては、御承知のように海上警備隊につきましても、この規定があるのをごいいます。今回保安庁法案を制定いたしますに際しまして、保安官の場合につきましても

海上警備隊と同じような趣旨によつて規定を設けることが必要であると考えた次第でありまして、この具体的な内容につきましては今研究をいたしておるところでございます。退職手当、停年のきめ方等につきましては、只今お話をいたしました通り退職手当の問題、恩給の受給年限等の関係でいろいろ考慮しなければならぬ問題があると思つておりまして、研究いたしておる最中でございます。

○千善信君 その研究が或る程度の成案を得る時機はこの法案審議中に間に合うという状態でございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) これは御承知の通り只今退職手当に関する法律そのものがまだ臨時措置でございまして、このほうがどういふふうな研究をして制度をされましかつたといふことと併せて考へたいと思ひますので、若しそのほうの係のほうと連絡いたしまして、できるやうでございしたら、早速出したいと思ひます。

○千善信君 第四十六等の規定で審査の請求及び公正審査会の問題がありますが、この公正審査会の審査の手続、或いは請求の手続、公正審査会の組織及び運営等は、殆んどこれは政令に委任せられるといふことになっておりますが、私どもの考へとすればこれらを一切政令に任すべきでない、少くともその構成くらいは法律に規定すべきではないかといふ見解を持つておるのであります。一体この問題について政令で定められる公正審査会の構成或いは運営等についてどういふお考へを持つておるか。一応この際明らかにされたい。

○政府委員(江口見登留君) この我々が政令に規定しようと思つております事項は、極めて事務的な内容のものばかりでございます。例を申し上げますと、何日以内に出席しなければならぬとか、或いはその公正審査会の組織は何人ぐらいがよろうとか、只今のところ例えば五名ぐらいの程度に考へたいと思つております。そういうふうな事務の進め方について、極めて事務的なものをこの政令に譲ろうといひたいと思つておられます。お手許にまだお届けしないかと存じますが、この政令案要綱につきましては、人事委員会のほうにも御配布申上げたいと思つております。

○千善信君 特にこの問題となりますことは、処分を受けた職員が長官に対してその審査を請求することができ、長官は、その前項の審査の請求を受けた場合には、公正審査会にこれを付議する、こういう状態になつていまして、公正審査会の構成そのものも問題であると同時に、長官に対して審査を請求することにせよ、どうして公正審査会に直接に請求することができるといふに仕なかつたか、その理由をこの際明らかにして頂きたい。

○政府委員(江口見登留君) 先ほどからお話し申上げますように、この保安隊乃至警備隊につきましては、その職員に特別職という身分を与えております。その勤務の内容も非常に一般国家公務員とは異なつております。従いまして、或る個人の職員に対して処分を行ひました際に、それが妥当であるかどうかという判断は、むしろ部外者のかたよりは、やはり中におります者によつて、而も例へばこれが檢察官、保安官或いは警備官について、そ

ういふ事例が行われましたような場合には、その委員会の構成は、保安庁内部の各局又は官房、つまり制服を着た職員などが、その委員の大半を占めて、その立場から保安庁内部に通じて詳細に存しておられ、勤務の態様も知つておられる者がこの審査に當るほうが却つて公平な審査ができるのではないかと、かように考へます。これが警察予備隊の警察官、或いは保安官乃至警備官の職務に對しまして、それらの制服の職員自身がどういふことについて裁きをするといふことは、或いは片寄つた判断が行われるかも知れませんが、保安庁の制服でない職員などを加へまして、この審査会を公正に開くならば、むしろ外部のかたにこういふことを依頼するよりは公平な結果が出て来るのではないかと、かように考へまして、これもむしろ現在の状態を踏襲するための法律案でございします。

○千善信君 それから第五十条によりまして、保安官及警備官は、長官の指定する場所に居住しなければならぬといふ条件がありますが、この点は憲法の第二十二條の違反という虞れが出て来やしないかと思ひます。その点について御見解を承わります。

○國務大臣(大橋武夫君) 憲法の第二十二條というのは居住の自由権のことかと思ひますが、この保安官それから警備官の仕事につきましては非常に緊急の際に勤務に就かなければならぬといふような事務の性質上、勤務地と居住が極めて近接していることが必要であると思ひます。かような近接の地に居住しておることが任務遂行の上から言つて欠くべからざると思ひます。従いまして、

これに對して居住する場所、区域を指定するといふことは、この勤務を認め、これは公益上の必要である、こゝ考へておられるわけでございます。もとよりこの居住につきましての指定する場所といふことは、宿舎と申しますか、部隊の用に供してあります共同宿舎が一定の階級の者に對しましては当然そこへ居住するといふことにされます。又隊外から運動すること

を許される場合におきましても、その区域につきまして何キロ以内といふような指定が行われるわけでございます。で、これは現に海上警備官につきましても、すでに現行法においてもかような規定をいたしておられるわけでございます。又警察予備隊におきましても、事實上そういう趣旨で運営いたしておられるわけでございます。實際上の必要、即ち公益上の必要から止むを得ざることを考へております。

○千善信君 この法案を見ますと、職員に對して憲法違反の疑いあるいろいろな拘束が本案に条文となつて現われておりますが、その中でも最も問題になり、更に刑罰の問題にまで関連して參る問題に、隊員の職業選択の自由、隊員の退職の自由、その自由が認められてゐるのかないのか、その点をこの際承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 憲法上の自由権といふものは當然これはすべての者にあるわけでございます。いろいろな公務上の特別な勤務に服する場合におきまして、その勤務に必要な限度におきまして、その勤務を続けま

以上は、或る制限に服することは、これ

上保安庁も、共に国内治安の確保という点に重点があり、従つてそういう観点からすれば共通的な目的がありますけれども、実際の活動は一方は海であり一方は陸である。そして従来も別々の機構でやつておつたものが今度一緒になるわけでありまして、従つてそこにはそれだけの特に強い積極的な理由がなければならぬと思うのであります。そこで提案理由の説明を伺いますと、「現在の国力にふさわしい簡素且つ能率的で、民主主義の原則に立脚する行政機構を樹立するため」云々と、

その基本構想に基いて今回一緒にしたところというような御説明であります。この点は今述べました提案理由ですが、この点は今述べました提案理由だけでは、はつきりいたさないものであります。もつと積極的に従来それと違つた分野を持つておつた二つのものを一緒にした理由を承わりたい。

○国務大臣(大樞武夫君) 誠に御尤な御質問でございます。この機構を一元化したたという点につきましては、一応問題を二つに分けて御説明をいたしたいと存するのでございます。即ち海上保安庁からこのたび保安庁に統合されます機構といたしましては御承知の海上警備隊というものがございします。これは警備隊として保安庁の一機構に入つて参ります。このほかに海上公安局というものがございします。この海上公安局は保安庁の附属機関として別途に入つて来ておるわけであります。この二つの關係から申しますると、政府が保安庁において一元的に統合しようというのを先ず考えましたものは、保安隊と警備隊の一元的運営をしようという機構であつたのでございします。その際におきましては、海上公安局に相成るべき部分、即ち海上警備隊以外の保安庁に入るべき現在の海上保安庁の機構というものは、これは先ず別にして考えまして、警察予備隊と海上警備隊だけを一つにしよう、こういうことをまあ考えたわけでございます。で、その理由といたしても又陸上の警察予備隊にいたしましても、これらは国内治安の面から申しますると、いわゆる平常の事態におきまして常時活動するといふふいふなことを考へて組織されたものである

といふよりは、むしろそういうふうな平常の事態につきましては一般の警察或いは水上警察、こういうた機関にそうした事態の処理を任せる。それらの警察或いは水上警察の平常的な機関で処置できないような事態になりました場合、即ち非常事態の際に、より強力な実力を以ちまして事態を実力によつて処理しようというのが、これらの部隊の任務と相成つておるわけでございます。従いまして、これらの機構は普通の警察から見ますというと、その備えております実力の面において格段の差違があるわけでございます。し、又警察につきましては、いわゆる警察法等によりまして、自治体警察、国家地方警察、そしてそれを運用する機関といつしましては公安委員会というような制度があるわけでございます。が、この非常事態に対処する国の実力組織はそうしたものでなく、むしろ国の直接の統制下にこれを置きまして、そしてでき得る限り発動する際にはその実力を十分に発揮をする。そのためには、指揮命令の系統におきましても政府の直接の意図が直ちに全部隊に反映して、一糸乱れざる統制をとつて活動するといふようなことが機構上の必要と相成るわけでございます。そうした点におきまして、警察予備隊と海上保安庁というものがいづれも同じような性格を持つておるものでございします。そして又これらの部隊組織は、先ほど来申上げましたごとく実力を以て行動することを任務といたしておるのでございますから、この実力というものが常に国家の政治というものに完全に駆使されるという状態にあることが必須でございまして、政治と

関係なく或いは政治の要請に反した発動をするということとは、これは断じて避けなければならないのでございます。この意味におきまして、機構の面においても特に大きな実力を持つておる部隊であるという観点から、特殊な工夫を必要とすると存するのでございますが、この点につきましても両者は同じような性質を持つておるわけであります。従いましてかような機構を考えまする場合において、これらの部隊を一元的に統制し、そうして双方の部隊が両々相待つて国の非常事態に対処する、治安上の要請に即応するがとき、そうして又そこに政治の完全なる掌握下にその実力が運営されるという形態を保障する、そういうような機構を考えようというのがこの保安庁法案の根本精神でございまして、この点において、両者を統一いたしまして、これを統制する一つの機構を作るといことが適切であると考えたわけでございます。即ちかような観点から考えまするといふと、従来の両者に分属いたしておりましたところの形というものは、これらの実力を一元的に運用する面において欠くところがありまするし、又特に海上保安庁の機構は、これらの部隊を政府が完全に統制するといふ上におきましても欠くところがある。そこで機構を整備する機会にこれを一元化しよう。これが警備隊と保安隊を一元的にいたしました理由でございします。而してこれに附随いたしました海上公安局を保安庁の附属機関にいたしましたのでございますが、これは、元来陸上において考えますれば、海上公安局の仕事というものは平常的な仕事と見るべきものであり、いわば陸上

における普通警察の性格を多分に持つていゝと思ふのでございます。これをなげ保安庁に持つて来たかという点に相成りますと、これは全く、船舶が十分にあり、公安局においてそのすべての使命を遂行するだけの船舶を独自に持つてゐる、又海上警備隊においてその使命を遂行できるような船舶を十分に持つてゐるという場合におきましては、これは別々に所屬せしめても支障はないと存じます。が、不幸にして現在の実情は十分なる船舶がございませんで、必要の場合には船舶の一元的な運営という面を考えなければならん。そこでさうな面から便宜海上保安庁の警備、救難の部分を一応保安庁に付屬せしめることにいたしました次第であります。従つて保安隊警備隊を一つにいたしましたことは、これは最初から第一義的に考えた点でありまして、警備救難關係の事務をこれに付屬機關として所掌せしめたということとは、船舶を利用するという面からの便宜な措置であるとお考えを願ひたいのであります。

○橘見義男君　只今大橋國務大臣から説明せられたところはよく了承したのであります。が、実は特に私はこの海上警備隊の關係から、先ほど申上げたやうな疑問を持つて私は質問をいたしましたのであります。それは、先般この国会であります。が、海上保安庁の増員をする際に、御承知のように海上警備隊というものを設けるために海上保安庁法の改正をやつたのです。その際に、この海上警備隊というのはどういふ仕事をするのかということを検討し、質疑を重ねられたのであります。

が、當時の運輸大臣或いは海上保安庁の長官その他の政府委員の方々の説明は、たゞ／＼當時起つた十勝沖の震災を引例されました。通常の場合に大きな災害があつた場合には、海難救助その他の出動について常設的に各管区に分属せしめて配置していることが非常に非能率的である。従つて集团的に、部隊的にそういうものをあつちこつちに配置して置いて、そうして、いざというときにはその救難に向うのだ。いわば本来の平常業務である海上保安庁業務を完全に運営して行くための機動的なものであるという説明を終始せられたのであります。従つて、そういう観点から言つて、海上警備隊が常設されたときに、従来の海上保安庁とその任務性格というものには何ら変更はない。たゞ／＼運輸大臣は、プラス・アルファするものがありやせんかと自分分は思つてゐるが、その点は大橋國務大臣と話し合ひした結果はプラス・アルファするものは何もない。こういうことであつたのであります。従つて、そういうふうな丁承して我々内閣委員は海上保安庁法の改正については同意を与えたものと私は了解しているのであります。そこで、その海上警備隊が常設された場合においても、従来の平常業務的な海上保安庁の任務と性格とは変わらない。今回においても、保安庁が設置される場合においても、その従来の海上保安庁と任務性格が何ら変らないといふことになると、一方、警察予備隊と結び付けるということが如何にも不自然であり、ここに或いは旧陸海軍省を統合したような国防省の復活であるとか、再軍備の前触れであるとか、いろ／＼叫んで疑惑を招いている

点も、そういうところから出て来るの
ではないかと思ふのであります。この
点は又のちほど具体的に伺うことに
したいと思ひます。

そこで、どうしても感じは、海上保
安庁に関する限りは、平常的業務があ
つて、それに臨時応急的な海上警備隊
ができた。そこで本来の船舶一体の上
から行けば、従来通り海上保安局が、
即ち運輸省の外局としての海上保安
に統合されて、そうしてそこで一体的
に運営せられて然るべきものを、今の
大橋国務大臣の説明を聞くと、廟を借
りた上に母屋を持つて来ちやつて、そ
うして母屋も一緒に新しい保安庁に
くつ付ける、こういう感じがしてし
やうがないのであります。その点はど
うなんでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫) その点は私
も誠にさうに存じます。海上公
安局を保安庁に持つて来るというこ
とは、これは船舶を経済的に共通に使
うという、それだけの理由でございま
す。それ以外にはどうして保安庁と
一緒でなければならぬという理由は
ないわけでありませう。但しその目的
というものは、海上警備隊は飽くまで
本来の警備隊の仕事というものを補
うためのものでございませうから、全然
縁のない仕事とは言えないのでありま
す。従つて、そういう点から一掃に
するという理由があると思ひます
が、併しそういう面におきまして、
例えば陸上の場合を考へますと、一
般警察というものが別途に存置しな
がら、警察予備隊だけが別の直属の
組織になつてゐる。従つて海の場合に
おいても、補われるものの二つの組織
を、必ず一元的にしなければならぬと

いう理由は成立したなと思ふのであり
ます。但し、強い陸の場合と違ふ点
を申ししますならば、陸の場合におい
ては、いわゆる自治体警察というものが
原則であり、僻地においては国家地方
警察というものがあつた。こういうわけ
でありますから、元々自治体の組織と
国の組織という点において食い違ひが
ございませう。然るに海の場合におい
ては運輸省ということでありませう。そ
れから仮りに海上警備隊だけを保安庁に
持つて来るといひましたら、これも
又国の役所でございますから、そうい
う点から言ひますと、陸上の場合
よりは一層親密な関係が両者の間にあ
るといふことは言へるわけございま
して、殊に船舶を共通に利用するとい
うような点を考へますと、その親密
さは陸上の場合よりも一層多い。これ
が便宜海上公安局を保安庁に附屬せし
める理由であるのであります。

○補見義男君 これはいづれあとで逐
条的にお伺ひする際に更にこの問題に
触れてお伺ひしたいと思ふのでありま
すが、要するに私が申し上げようと思
つてゐることは、全く違つたものを一緒
にする必要がないじやないかというこ
とに尽きるわけなものであります。とい
うことは、先ほども申し上げたやうに、
一方は警察予備隊令の第一条にありま
すやうに、「わが国の平和と秩序を維
持し」云々といふので、むしろ国内に
おける陸軍的な機能を狙つておつたの
であります。海上保安庁のほうは海
軍的な機能を果たして従来持つておらな
かつたのだと思ひます。而も海上警備
隊はその平常的な業務の補充として機
動的にそれに補充するといふことで、
警察予備隊のような性格とは私は違つ

た性格のものであつたのではないかと
思つておりますから、そこにさういふ
疑問まで生じたのであります。これ
は後ほどお尋ねしたいと思ひいま
す。

その次は、提案理由の中で述べてお
られるこの海上保安庁と警察予備隊と
を一体的な運営を因つて、以て今後い
よいよ重要性が予想される治安の確保
に万全を期することとしたといひ、こ
ういふことを提案理由の中でお述べに
なつてゐるのであります。そのお述べ
になつてゐる今後いよいよ重要性を
加へるといふ治安の問題に關する、何
と申しますか、具体的な客観情勢とい
ふものについて、この際御説明を伺
へば非常に仕合せだと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫) 只今治安の
問題は直接私の担当でございませぬの
で、詳しいことは申し上げかねるわけ
でございますが、独立いたしました
いうことによりまして、従来我が国の
治安について、政治的な問題は別とい
はしまして、法的に第一の責任を担
つておりましたものは何と申しまし
ても占領軍であります。我が国の国内治
安機関といふものは、占領軍の占領目
的に協力し、或いは占領軍から容認さ
れた範囲内において自主的に国内治安
を担当して来たといふやうな法的な形
になつておるのであります。然るに講
和と独立によりまして、實質的にはも
とより、法的にも国内の治安が飽くま
で政府の責任になる。このことは同時
に、進駐軍が直接国民に対して治安上
において示しておりましたところの圧
力と申しますか、もとよりこれは法的
な根拠がなくなつたといふことによる
ところの精神的な圧力でございます。

それが解消いたしましたして、今後駐留軍
として駐留をいたしております場合
におきまして、その行動は飽くまで
も政府の意思にかかるといふわけござい
まして、政府の明示の要請がなければ如
何なる意味においても我が国内の治安
に協力するための行動といふものはと
り得ない状態になつております。この
ことは国内治安の維持という上から申
しますと、治安維持の実力の事実上
の存在といふことは変らないわけござ
いませう。その発動の方式なり或
いは法的な根拠といふものが違つた
といふことは、国内治安の上からいつ
て非常に重大な問題であると考えなけ
ればならぬと思ひます。特に従来国内治
安維持の面におきましていろいろな
問題において占領軍の直接の実力行動
といふものがあつたわけございま
す。この際このことは一段と国内
治安に重大な影響を及ぼす、こう考
えるものだらうと思ひます。その考
の結果であるかどうかは別問題とい
はしまして、特に独立後の治安上の問題
といひましては、共産党の軍事方針
といふものを中心としたものであり
ます。いろいろな騒擾事件、こうした事柄はす
でに御承知の通りでございまして、メ
デー以来各所にいろいろな事柄が起
つて来ております。もとよりこれが直
に全国的な暴動を起すといふやうな事
態であるとは政府も毛頭考へておらな
いのでございませうが、併しこれらの動
きといふものは、二つの世界の間の冷
たい戦争即ちその一翼を背負つてお
ります共産主義といふものの世界的な
勢力といふものを背景にいたした一つ
の動きであるといふことを考へますと
いふと、現在の実情において簡単に鎮

圧できるからといつて、今後国際情勢
の発展によつてこれらの動きが国内に
おいてどうなるかといふことも十分考
へる必要があると思ひます。こうし
た事柄を考へまして、治安関係の機
関ができるだけ一元的に連絡協力して目
的を達成するための活動が得るよ
うな状態を準備する、こういう意味で
保安庁に統合すべきいろいろな機構を
この際一元化しよう、これが理由であ
ります。

○補見義男君 總括的な問題として、
最後にもう一点お伺ひしたいのは、これは
先般警察予備隊令の改正の際に、改めて
保安庁設置法に關連して御説明を伺
うたことなんでしょうが、それは提案理
由の中に書いてあります。最後の
ほうに「今日までの経験等に鑑みて、
これらの任務目的の遂行上その規定の
十分でなかつたと思はれる点を整理し
且つ明確にして」云々、と、さういふ
うにお述べになつておるのであります
が、これは先般の警察予備隊令の改正
の際にも「その任務、性格については
従来と何ら改めるところがない。但し
二カ年間の経験に基いて、従来の任
務、性格において欠けるところあるも
のは改めるところとした。」と、さうい
ふ答弁があつて、それに対して改めて別
の機会に伺うといふやうな約束をし
ておつたのであります。ここに書いて
ある「明確にして」といふ点は、恐
らく先般御説明になつておる従来の
国警或いは自治体警察の補充について
具体的に六十一條以降でその点を明
かにしたといふことだらうと思ひます
が、その前段の、従来の経験等に鑑み
て十分といふのを整理したといふ点

の主なるものは一体どういふふうなことですか。これは警察次長でも結構です。

○政府委員(江口見登留君) 現在警察予備隊令によりますと、いわゆる保査長以下の職員は二カ年間の任期を以て採用するというにいたしております。まさに二年の任期がこの秋に近寄ろうとしておるのでありますが、その際いろいろ考えましたことは、二年の任期が来まして七万五千の大部分の職員が一時にやめるといふふうなことになるましては、特にその際出動待機命令とか或いは出動を決定されなければならぬというような時期に至りまして大部分の者が退職しなければならぬという事になりますれば、この治安維持の際の任務としての警察予備隊等の任務を十分に全うすることができないというふうな欠陥があることを発見いたしましたので、それを見まして、この法律案が必要な場合には六カ月間延長できるといふような規定を設けました点が非常に重大な相違点であろうかと存じます。それから先ほども話が出ましたように、そういう出動命令が出たような場合、或いは出動待機命令が出たような場合に、従前のように任意退職を認めておりましたのでは、この保安庁におきます保安隊、警備隊の活動が十分でなくなりますので、それを先ほど少し酷ではないかというふうな意味の御質問もありましたけれども、やはり公共の福祉を完全に保障するという意味から、或る程度の罰則を以てそれらの事態に対処しなければならぬということを考えた点などが重要な点でありますし、更に現在までの保安官、警備官の職務の執行の際

におきましては、警察官等職務執行法の規定というものを、ただ単純に準用するといふふうな規定しておつたのでございいます。併しながら警察官等職務執行法には相当詳細な規定もありますし、それを一々当てはめて考えてみますると、この点はもう少し明確にしておいたほうがよろう、更にそれ以外の、警察官等職務執行法で予定されていないような場合においても、この保安隊、警備隊としては武器を使用する場合も認めなければならぬというふうなこともだん／＼考慮に置くようになりまして、先ほどお話がありました六十一條以下には、簡単に従前は警察官等職務執行法の規定を準用する、こゝういふのを、極めてそれを明確に分析し、又足らざることを補う条文を設けるといふような点を考慮いたしました。それらの点を非常に變つた点であると考えます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと諸君にお諮りいたします。人事委員の木下君から質疑の御通告があつたので、木下君がお見えになりませんから、お出でになるかどうかをお尋ねしたところが、通告は取消すと言われました。千葉君も大体御質疑は終了のように伺いました。他の方々もおありでないという事でありますから、そこで連合の必要がなくなつたと、かように考えまして、連合を解こうと思ひます。併し議題はこの保安庁法をやつておりますから、これの議題を続行しようとかように考えますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと

認めます。それではさうにいたします。即ち連合委員会はこれを以て終了したものと認めます。これにて散会いたします。

午後三時二十三分散会